解散公告

当社は、平成二十三年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月二十九日

佐賀県佐賀市水ヶ江二丁目二番九号

株式会社エコミィ

代表清算人　橋本　辰夫

解散公告

当社は、平成二十三年八月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内に御申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月二十九日

佐賀県佐賀市富士町大字上熊川一一八番地

株式会社観水荘

代表清算人　宮原　知司

解散公告

当社は、平成二十三年八月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内に御申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月二十九日

佐賀県佐賀市大和町大字梅野一二〇番地

株式会社静山

代表清算人　宮原　知司

解散公告

当社は、平成二十三年九月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月二十九日

長崎県五島市大荒町一〇九三番地二

有限会社福江ケミサプライ

清算人　小村　秀子

解散公告

当社は、平成二十三年九月二日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月二十九日

大分県臼杵市野津町大字野津市一一三五番地の一

河野建設工業有限会社

清算人　河野　孝

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年九月九日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月二十九日

東京都千代田区岩本町一丁目六番七号

特定非営利活動法人日本シニアボランティアズ協会　代表清算人　今西　忠

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年九月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月二十九日

福井県越前市入谷町五号二六番地

入谷共楽財団

代表清算人　岸梅與志弘

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年八月十九日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月二十九日

京都市右京区嵯峨五島町一番地の一八

宗教法人嵯峨聖心会

清算人　松島　知次

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年九月二十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年九月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月二十九日

東京都新宿区新宿五丁目一八番二〇号新宿オミビル七階株式会社アイ・エフ・ティ内

特定非営利活動法人ソフトウェア資産管理コンソーシアム　清算人　加藤　憲昭

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年九月十五日開催の社員総会の決議により平成二十三年九月二十七日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年九月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月二十九日

東京都港区赤坂一丁目一番一四号

社団法人新金融安定化基金

代表清算人　永易　克典

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年七月七日開催の第十一回通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年九月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月二十九日

神奈川県横浜市中区山下町一番地シルクセンターM二〇九号

特定非営利活動法人神奈川県環境技術研究会

清算人　加藤　功

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年六月十三日開催の平成二十三年度通常総会の決議及び同年八月二十六日送達の外務大臣の許可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年九月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月二十九日

愛知県名古屋市中村区名駅三丁目二五番九号

社団法人アジア国際交流機構

清算人　福井　琢

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年十二月二十九日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年九月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月二十九日

宮城県仙台市若林区連坊一丁目四番一号

財団法人宮城県第二女子高等学校奨学会

代表清算人　高野　光子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年七月三十一日、社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年九月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月二十九日

愛知県名古屋市熱田区花町二番五号

医療法人清泉会

清算人　今泉　絢子

配当公告

名古屋市中区栄四丁目一一番二三号

破産者　合資会社大弥製袋所

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十一年（フ）第三六一一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二八八、九三三、二一一円

（内優先債権額　金二七、五五八、九五〇円）

一、配当することのできる金額

金五四、八一二、〇一〇円

（内優先債権額　金二七、五五八、九五〇円）

平成二十三年九月二十九日

名古屋市中区丸の内二丁目一七番一二号丸の内エステートビル八〇一号宮本法律事務所

破産管財人　宮本　曜爾